



インセンティブ制度 令和6年度実績のお知らせ

インセンティブ制度とは？

加入者・事業主の皆さまの取り組みを保険料率に反映させる制度です。各支部の5つの評価指標（特定健診実施率等）の実績に応じて得点・ランキングづけし、**上位15支部にインセンティブが付与され、保険料率が引き下げられます。**取り組み実績は2年後の保険料率に反映される仕組みとなっており、令和6年度の結果は令和8年度の保険料率に反映されます。この度、令和6年度の北海道支部の実績が確定しましたのでお知らせいたします。

インセンティブ制度の詳細はこちら



総合順位※

39位 / 47支部
※得点順位

前年度（38位）から下がる結果となりました。

保険料率が引き下げられる上位15支部には届きませんでしたが、前年度より順位が上がった指標もありました。

皆さまの取り組みが健康維持や保険料率低下につながります。

北海道支部と一緒に、まずは15位以上を目指して取り組んでいきましょう！

指標	北海道支部の順位※ () 内は前年度順位	皆さまにお願いしたい取り組み
特定健診等の実施率	30位 (6位)	協会けんぽの健診の受診をお願いします。 ●被保険者さま：生活習慣病予防健診 ●被扶養者さま：特定健診 (労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業主さまは健診結果を協会けんぽにご提供ください。)
特定保健指導の実施率	18位 (30位)	特定保健指導とは、健診結果から生活習慣の改善が必要な方へ、保健師・管理栄養士が行う健康サポートです。 案内が届いたら必ず利用しましょう！
特定保健指導対象者の減少率	45位 (43位)	健康サポートを受けた方は最後まで取り組みましょう！ また、日常から健康的な生活習慣を心がけましょう。
医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率	26位 (26位)	健診の結果に「要治療」、「要精密検査」の項目がある場合は、すぐに医療機関を受診してください。
後発医薬品の使用割合	20位 (24位)	お薬を受け取る際は、「ジェネリック医薬品」を希望する旨を医師・薬剤師にお伝えください。

交通事故等で健康保険を使う場合は 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

第三者の行為によってケガをし、健康保険を使って治療を受けた場合、**「第三者行為による傷病届」**の提出が必要です。（工作中や通勤途中の負傷の場合は原則健康保険を使用できません）

第三者行為とは？



相手がいる交通事故



スキー中の接触事故



他人が飼っている
動物にかまれた

など

どうして 届け出が必要なの？

本来加害者が賠償すべき医療費を協会けんぽが立て替えて負担しており、その医療費を加害者や加害者の損害保険会社等に請求するためです。

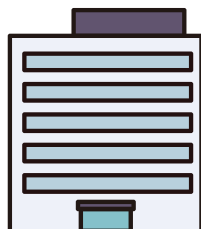


被害者

① 「第三者行為による
傷病届」等を提出



② 治療費の立替

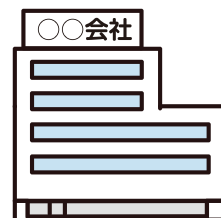


保険者
(協会けんぽ)

③ 治療費の請求



④ 治療費の支払



加害者
(損害保険会社等)

詳細は
こちら



示談は
慎重に

示談をするときは、**事前に協会けんぽ北海道支部までご連絡ください。**

治療終了前に示談をした場合、示談内容によっては、協会けんぽが加害者に医療費の請求ができなくなる場合があります。

その結果、以降の治療費は全額自費で負担（健康保険使用済の場合は、後日協会けんぽへ治療費の返還）が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

